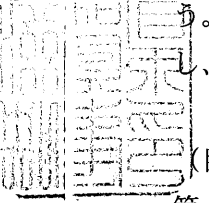


# 災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達に関する包括的協定書

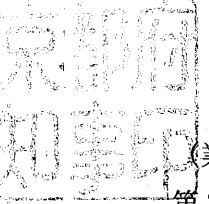


国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）並びに福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下これらを総称して「乙」という。）並びに一般社団法人日本建設業連合会関西支部（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。



## （目的）

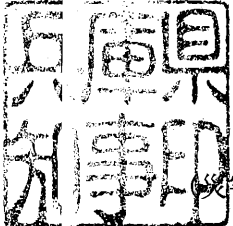
第1条 本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下、災害という。）が発生、又は発生するおそれがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。



## （業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲又は乙と丙が調整の上、実施するものとする。

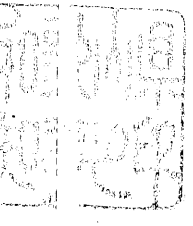
- 一 甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する乙以外の地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む）



## （災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式等により、丙に会員の使用可能な建設機械、資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲又は乙に報告するものとする。ただし、甲の管内で非常体制基準に達した災害（震度6弱以上の地震）が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、会員の情報の収集を開始し、甲又は乙への報告に努めるものとする。
- 4 前項の報告等を踏まえ、甲又は乙は、会員の情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。



- 5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から前項の通知があった場合、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。

#### (建設資材等の調達)

- 第4条 甲又は乙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。
  - 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材等の在庫情報により、建設資材等の調達を実施する丙の会員を特定し、調達を要請するものとする。
  - 4 甲又は乙は、前項の規定により調達を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
  - 5 丙の会員は、前項の規定により調達の通知を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。

#### (業務等の実施体制)

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。
- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。なお、第13条 有効期間のとおり、本協定の有効期間を延長した場合、丙は、技術者及び建設資材等について速やかに報告するものとする。
  - 3 丙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

#### (大規模災害時等の場合)

- 第6条 甲は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合は、第3条（災害応急対策業務）及び第4条（建設資材等の調達）の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務等の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。この場合、乙が第3条（災害応急対策業務）及び第4条（建設資材等の調達）の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙及び丙に連絡するものとする。

2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項（災害応急対策業務）及び第4条第5項（建設資材等の調達）の指示を行うものとする。

（本協定の効力）

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長と丙又は丙の会員が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

（地方公共団体等からの要請）

第8条 甲は、管内の地方公共団体等（乙を除く）から甲又は乙に第3条（災害応急対策業務）、第4条（建設資材等の調達）の業務等の要請があったときは、丙に第3条第1項（災害応急対策業務）、第4条（建設資材等の調達）に基づく業務等の実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務等の実施を打診することができる。

2 甲は、被災状況に応じて、第1項に関わらず、被災地方公共団体の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、丙に地方公共団体等との契約による業務等の実施を打診することができる。

（訓練の実施）

第9条 甲、乙及び丙並びに丙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

（契約の締結）

第10条 甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条（災害応急対策業務）の規定により丙の会員に出勤を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出勤の内容に係る契約を締結するものとする。第4条（建設資材等の調達）の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条（大規模災害時等の場合）の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該出勤の内容に係る契約については丙の会員と、当該調達の内容に係る契約については丙又は丙の会員と契約を締結するものとする。

（保険加入）

第11条 丙又は丙の会員は、労災保険に加え、本協定に基づき災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結しておくよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づき丙又は丙の会員が実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、丙及び丙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、丙又は丙の会員はTEC-FORCEパートナーとして活動し、被災地において広報や業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

- 2 本協定締結後、甲、乙又は丙いずれかの申し出により、本協定から脱退できるものとする。また、甲、乙及び丙が協議を行うことにより、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第14条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款又は公共土木設計業務等標準委託契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

- 2 第6条(大規模災害時等の場合)の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等において損害が生じた場合、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長と損害の負担について、協議を行うものとする。

- 3 第8条(地方公共団体等からの要請)の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、丙に要請した業務等において損害が生じた場合、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした地方公共団体等と損害の負担について、協議を行うものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

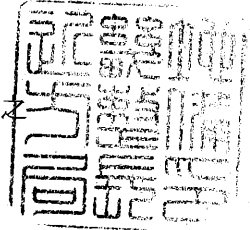
本協定の証として、本書19通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

(附則) この協定は、平成29年2月20日付けで締結した「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書」を改定し、令和8年4月22日から適用する。

令和8年4月22日

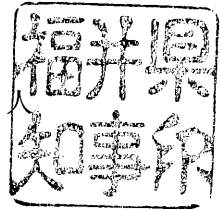
甲 国土交通省近畿地方整備局長

齋藤 博



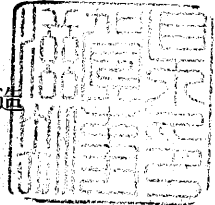
乙 福井県知事

石田 嵩



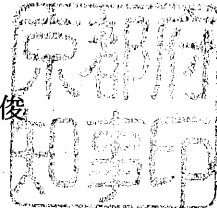
滋賀県知事

三日月 大造



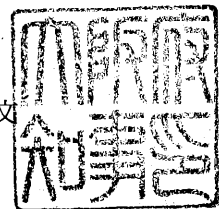
京都府知事

西脇 隆俊



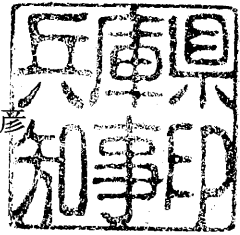
大阪府知事

吉村 洋文



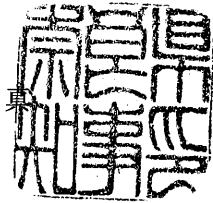
兵 庫 県 知 事

齋 藤 元 彦



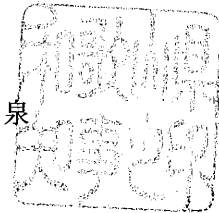
奈 良 県 知 事

山 下 真



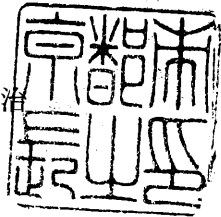
和 歌 山 県 知 事

宮 崎 泉



京 都 市 長

松 井 孝 治



大 阪 市 長

横 山 英 幸



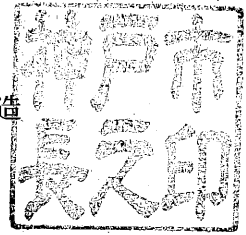
堺 市 長

永 藤 英 機



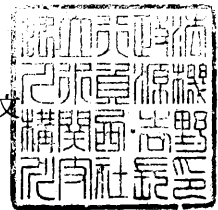
神戸市長

久元喜造



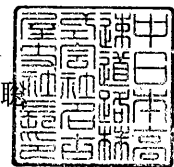
独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長

三戸雅文



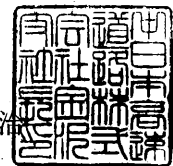
中日本高速道路株式会社名古屋支社長

前川利晴



中日本高速道路株式会社金沢支社長

森島貴代海



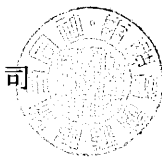
西日本高速道路株式会社関西支社長

諸富正和



阪神高速道路株式会社代表取締役社長

上松英司



本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長

後藤 政郎



丙 一般社団法人日本建設業連合会関西支部長

山下 浩一



